第四十八条の十三第七項各号列記以外の部分中「をいう。第十七項」を「をいう。以下この項」に、「、適格現物出資」を「又は適格現物出資」に、「適格現物出資をいう。以下この項及び第十七項」を「適格現物出資をいう。以下この項」に改め、「又は適格現物分配（同法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。以下この項及び第十七項において同じ。）」を削り、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「分割法人をいう。以下この条」を「分割法人をいう。以下この項」に、「、現物出資法人」を「又は現物出資法人」に、「現物出資法人をいう。以下この項及び第十七項」を「現物出資法人をいう。以下この項」に改め、「又は現物分配法人（同法第二条第十二号の六に規定する現物分配法人をいう。以下この項及び第十七項において同じ。）」を削り、「第十四項、第二十二項及び第二十六項」を「第十二項、第十九項及び第二十二項」に改め、同項第一号中「第二十一項」を「第十八項」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割（法人税法第二条第十二号の十三に規定する適格分社型分割をいう。）」を「適格分割又は」に改め、「又は適格現物分配」を削り、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「、現物出資法人又は現物分配法人」を「又は現物出資法人」に改め、「第十七項から第十九項まで及び第二十九項から第三十一項までを除き、」を削り、同号を同項第二号とし、同条第八項第二号中「第二十三項第二号」を「第二十項第二号」に改め、同条第九項を削り、同条第十項各号列記以外の部分中「同項第三号」を「同項第二号」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項第一号及び第二号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「第二十五項第三号」を「第二十一項第三号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を削り、同条第十三項中「同項第三号」を「同項第二号」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「第九項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、「、分割前三年内事業年度等」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十五項を削り、同条第十六項中「第七項第三号」を「第七項第二号」に改め、同項第一号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項第二号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同号イ中「国外所得金額（同令第百四十二条の二の規定の適用がある場合には、同条の規定を適用して計算した金額。第二十三項第一号において「国外所得金額」という。）又は同令第百五十五条の三十第一号に規定する個別国外所得金額（第二十三項第一号において「個別国外所得金額」という。）」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十七項中「適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項から第十九項まで及び第二十九項から第三十一項までにおいて「適格分割等」という。）」を「適格分割等」に、「分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（次項、第十九項及び第二十九項から第三十一項までにおいて「分割法人等」という。）」を「分割法人等」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十八項中「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十九項中「、被現物出資法人」を「又は被現物出資法人」に改め、「又は被現物分配法人（同条第十二号の六の二に規定する被現物分配法人をいう。）」及び「分割前三年内事業年度等又は」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第二十項を同条第十七項とし、同条第二十一項を同条第十八項とし、同条第二十二項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同項第二号を削り、同項を同条第二号とし、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第十九項とし、同条第二十三項中「第二十一項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十四項を削り、同条第二十五項各号列記以外の部分中「第二十二項」を「第十九項」に、「同項第三号」を「同項第二号」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「第二十一項」を「第十八項」に改め、同項各号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十六項中「第二十二項」を「第十九項」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、「分割前三年内事業年度等」を削り、「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十七項を削り、同条第二十八項中「第二十二項第三号」を「第十九項第二号」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十九項中「第二十二項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第三十項を同条第二十五項とし、同条第三十一項中「第二十二項」を「第十九項」に、「第二十一項」を「第十八項」に改め、「分割前三年内事業年度等又は」を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第三十二項を同条第二十七項とし、同条第三十三項中「第二十一項」を「第十八項」に改める。

第四十九条の二第一項第二号中「第五十二条の十の三」を「第五十二条の十の二」に改める。

第五十二条の二第二項第二号イ中「農業近代化資金融通法」の下に「（昭和三十六年法律第二百二号）」を加え、同号ハ中「漁業近代化資金融通法」の下に「（昭和四十四年法律第五十二号）」を加え、同号ト中「株式会社日本政策金融公庫法」の下に「（平成十九年法律第五十七号）」を加える。

第五十二条の三（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第九項」を「第三百四十九条の三第十項」に改める。

第五十二条の三の二（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十項」を「第三百四十九条の三第十一項」に改める。

第五十二条の三の三（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十一項」を「第三百四十九条の三第十二項」に改める。

第五十二条の五（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十二項」を「第三百四十九条の三第十三項」に改める。

第五十二条の五の二（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十三項」を「第三百四十九条の三第十四項」に改める。

第五十二条の六（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十四項」を「第三百四十九条の三第十五項」に改める。

第五十二条の八（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十五項」を「第三百四十九条の三第十六項」に改める。

第五十二条の九（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十六項」を「第三百四十九条の三第十七項」に改める。

第五十二条の十（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十七項」を「第三百四十九条の三第十八項」に改める。

第五十二条の十の二を削る。

第五十二条の十の三を第五十二条の十の二とする。

第五十二条の十の四を削る。

第五十二条の十の五を第五十二条の十の三とし、第五十二条の十の六を第五十二条の十の四とする。

第五十二条の十の七を削る。

第五十二条の十の八を第五十二条の十の五とする。

第五十二条の十の九（見出しを含む。）中「固定資産」を「土地」に改め、同条を第五十二条の十の六とする。

第五十二条の十の十を第五十二条の十の七とし、第五十二条の十の十一を第五十二条の十の八とする。

第五十二条の十の十二を削る。

第五十二条の十の十三（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十八項」を「第三百四十九条の三第二十七項」に改め、同条を第五十二条の十の九とする。

第五十二条の十の十四（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十九項」を「第三百四十九条の三第二十八項」に改め、同条を第五十二条の十の十とする。

第五十二条の十の十五及び第五十二条の十の十六を削る。

第五十四条の三十二第一項第一号中「第七十三条の十四第八項」を「第七十三条の十四第六項」に、「本号」を「この号」に、「本条」を「この条」に改め、同項第二号中「第七十三条の十四第十項第一号」を「第七十三条の十四第七項」に改め、同項第三号中「第七十三条の十四第十項第二号」を「第七十三条の十四第八項第二号」に、「本条」を「この条」に改め、同条第二項第三号中「第七十三条の十四第九項」を「第七十三条の十四第七項」に、「本号」を「この号」に改め、同条第四項第一号中「第七十三条の十四第九項」を「第七十三条の十四第七項」に改める。